

婦人科検診費用補助請求書

受付年月日	支給決定					年月日	
	常務理事		事務長		担当者	支出科目	保健事業費 疾病予防費
						補助額	円
被保険者証 記号 - 番号	—				事業所名		
受診者氏名					所属部署		
生年月日	昭・平	年	月	日生	被保険者 との続柄	本人 ・ 配偶者	
	(受診日 歳)						
電話番号 (日中つながる 連絡先)					e-mail		
検査料	乳がん検診: 円				検査 年月日	令和 年 月 日	
	子宮がん検診: 円						
検診・医療機関名							
必要添付書類 (不足があると 補助できません。)	↓ 添付書類が全てそろっているか確認し、□にチェックを入れてください。						
	<input type="checkbox"/> 領収書(原本)				<input type="checkbox"/> 検査結果表のコピー		
<p>令和 年 月 日</p> <p>住友商事健康保険組合理事長</p> <p>上記のとおり補助を請求いたします。</p> <p style="text-align: right;">請求者住所</p> <p style="text-align: right;">被保険者氏名 印</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">署名する場合、押印を省略可</p>							

<留意事項>

●太枠内をご記入の上、郵送で申請してください。メール添付不可。

申請期限: 受診日から6ヵ月以内に健康保険組合必着※

※12月以降受診分は、翌年5月末日までに必着

次ページの「婦人科検診費用補助制度」を必ずご一読の上、申請してください。

婦人科検診費用補助制度

対象者	・被保険者 ・被扶養配偶者
補助限度額	乳がん検診、子宮がん検診 いずれも 上限各々 10,000円
補助回数	年度間(4月～翌年3月)に、乳がん検診、子宮がん検診 各々1回 に限る。
補助の対象	国内の健診・医療機関で受診する以下の検査 ・乳がん検診(マンモグラフィー、乳房超音波) ・子宮がん検診(子宮細胞診、経膈超音波、子宮MRI、HPV(ヒトパピローマウイルス)検査)
予約手続	受診の申し込みは、各自で直接、健診・医療機関に予約してください。
受診料の支払	健診・医療機関窓口で、全額支払う。 領収書には、受診者名を記名してもらう。
補助申請の期限	受診日から6か月以内(厳守)※ ※12月以降受診分は、翌年5月末日までに必着 申請期限を過ぎたものは 補助不可 とし、 全額自己負担 とする。
補助申請の手続	『婦人科検診費用補助請求書』に、領収書(原本)と検査結果のコピーを添付の上、郵送にて健保組合に申請する。
必要添付書類①	領収書(原本) ・必ず個人名(健康保険証の名前)で取得 ※会社名不可 ・記載必須項目 ⇒ 受診した乳がん検診・子宮がん検診の項目の、それぞれの明細金額が確認できるもの ・領収書に内訳が無い場合 ⇒ 金額を確認できる検診機関の料金案内等
必要添付書類②	検査結果表のコピー
申請書提出先【郵送】 (メールによる申請は不可)	〒541-0041 大阪市中央区北浜4-5-33(住友ビル9階) 住友商事健康保険組合
留意事項	「健康マイレージ制度」のポイント付与対象は、34歳以下の被保険者に限ります。

<補助対象外>

・保険診療(健康保険証を提示して3割を自己負担する通常の診療)での受診

・同じ種類の検診を、年度間に2回受診した場合

例) 1回目: 人間ドックのオプション検査として乳がん検診を受診して補助を受けた。

2回目: 別の医療機関で乳がん検診を受診して補助申請をした。

⇒ 同一の検診については同一年度、2回目の受診になる為、補助不可。

(乳がん検診は補助を受けたが、子宮がん検診の補助は受けていないという場合は、受けてない方の検診補助については申請可能。)

<Q&A>

Q.1 医療機関が「検査結果表」の紙を発行せず、口頭でのみ結果を報告をされました。
費用の補助は受けられませんか？

A.1 具体的な検査項目※がわかる明細書(領収書に内訳があればそれで可)があれば、結果表なしでも補助可能です。

※具体的な検査項目とは

⇒マンモグラフィー、乳房超音波、子宮細胞診、経膈超音波、子宮MRI、HPV検査等

Q.2 自治体からのクーポンや補助金があるのですが、それを使って受診した場合、自己負担した部分は補助対象になりますか？この制度と併用できませんか？

A.2 併用できます。

自治体の補助を受けても、自己負担金が発生している場合は、その金額が補助対象になります。
実際に支払った金額がわかる領収書を提出してください。